

別冊（参考資料）

- ・ 議題 2 ・ ・ ・ ・ p 1 ～ 9
- ・ 議題 3—1 ・ ・ ・ ・ p10～17
- ・ 議題 3—2 ・ ・ ・ ・ p11～19（議題 3-1 と一部資料共通）
- ・ 議題 4 ・ ・ ・ ・ p20
- ・ 議題 5 ・ ・ ・ ・ p21～30

刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

(2) 船舶の総トン数 定めなし

(3) 推進機関の馬力数 定めなし

(4) 操業区域 福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

(5) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

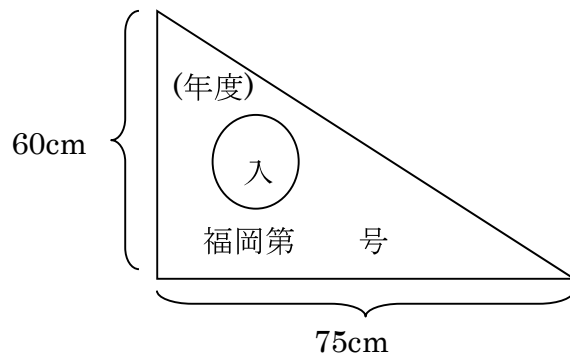
2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

附 則

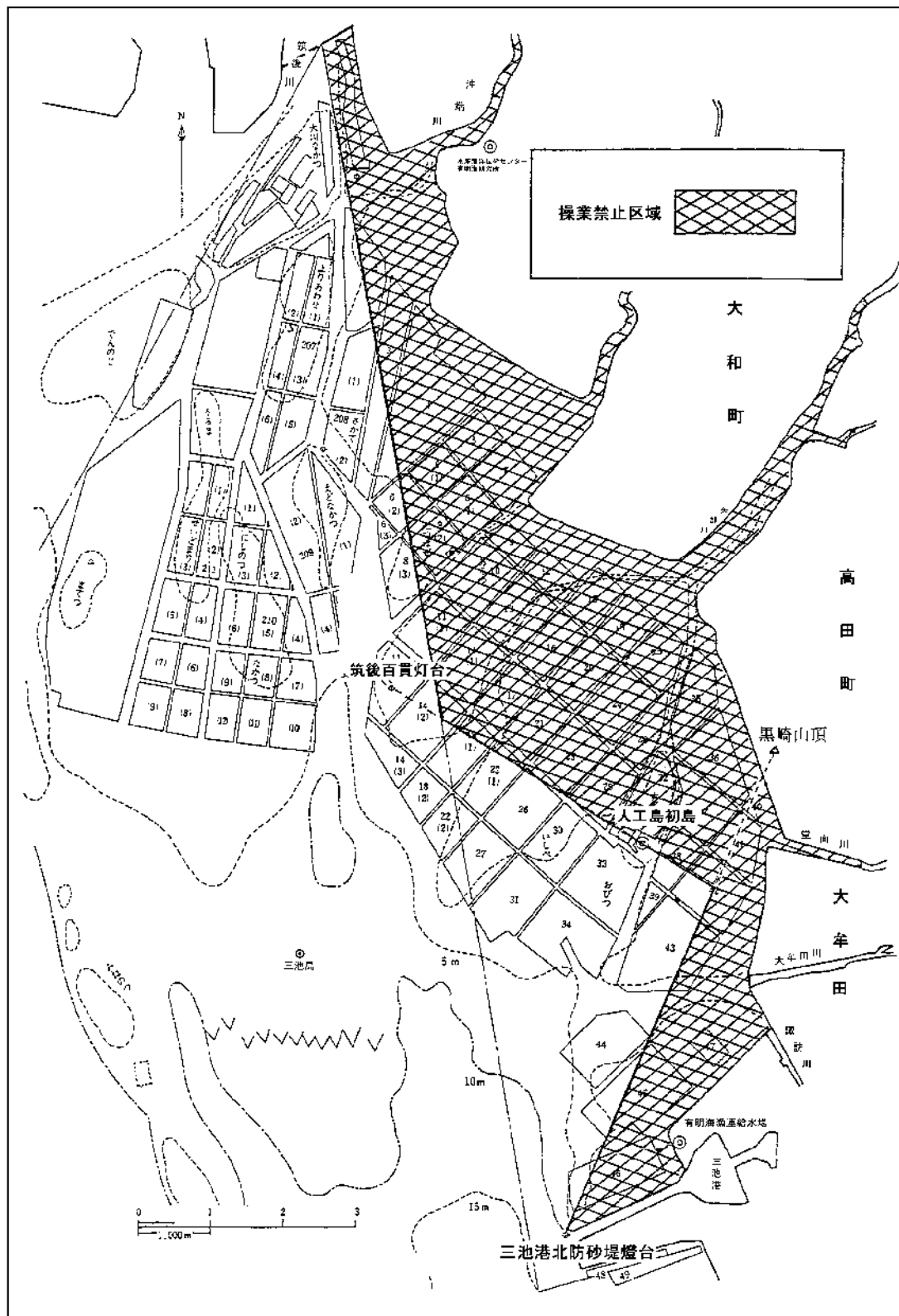
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

【すずき流し刺し網漁業】

○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



【えび三重流し刺し網漁業】

○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【雑魚一重流し刺し網漁業】

○条件

1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業】

○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の滞筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【げんしき網漁業】

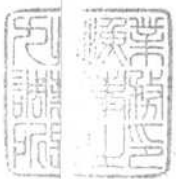
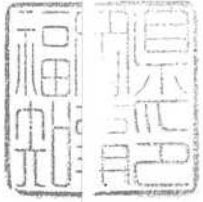
○条件

1. 1 隻が使用する網漁具の総延長は 4 5 0 メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は 1 統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から 1 メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上 1. 5 メートル以上の高さに掲げなければならない。

有明海(操業区域に農区を含む)における知事許可漁業の許可状況
(基準日:令和6年1月1日)

福岡県

漁業種類		許可件数	許可の有効期限
えび2そうびき網漁業		0	—
あんこう網漁業		0	—
潜水器漁業		0	—
げんしき網漁業		15	令和10年6月30日
固定式刺し網漁業		354	令和10年6月30日
空つりなわ漁業		2	令和10年6月30日
刺し網漁業	すずき流し刺し網漁業	26	令和10年6月30日
	えび三重流し刺し網漁業	50	令和10年6月30日
	雑魚一重流し刺し網漁業	46	令和10年6月30日
	さわら一重流し刺し網漁業	0	—



協 定 書

令和5年2月21日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第147条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和5年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

業の
、当

区画
り、
特に
諮り

る漁
と協

許可
とと
その

に農
もの
きる

漁業
た場

あく
社会

的経済的条件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力すること
を誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水
産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和5年2月21日

福岡県知事

服部 誠太郎



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

半田 亮司



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

西久保 敏

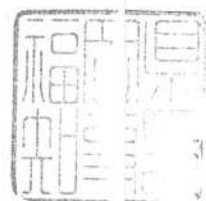


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

三野 雅弘





中島川みおすじの位置について

- (1) 関係漁場の東の境界である「中島川のみおすじ」
3 本ある中島川（矢部川）のみおすじのうち、中央のみお。

第 1 0 3 回福佐連調委議事録（S 3 9）より抜粋

（草場委員）中島川みおすじといっても今は三本あって、どれをとるかで大きく変わってくるが。

（議 長）以前、詰合ったときのみおはどれですか。

（草場委員）中央のみおです。

（議 長）それでよいでしょう。

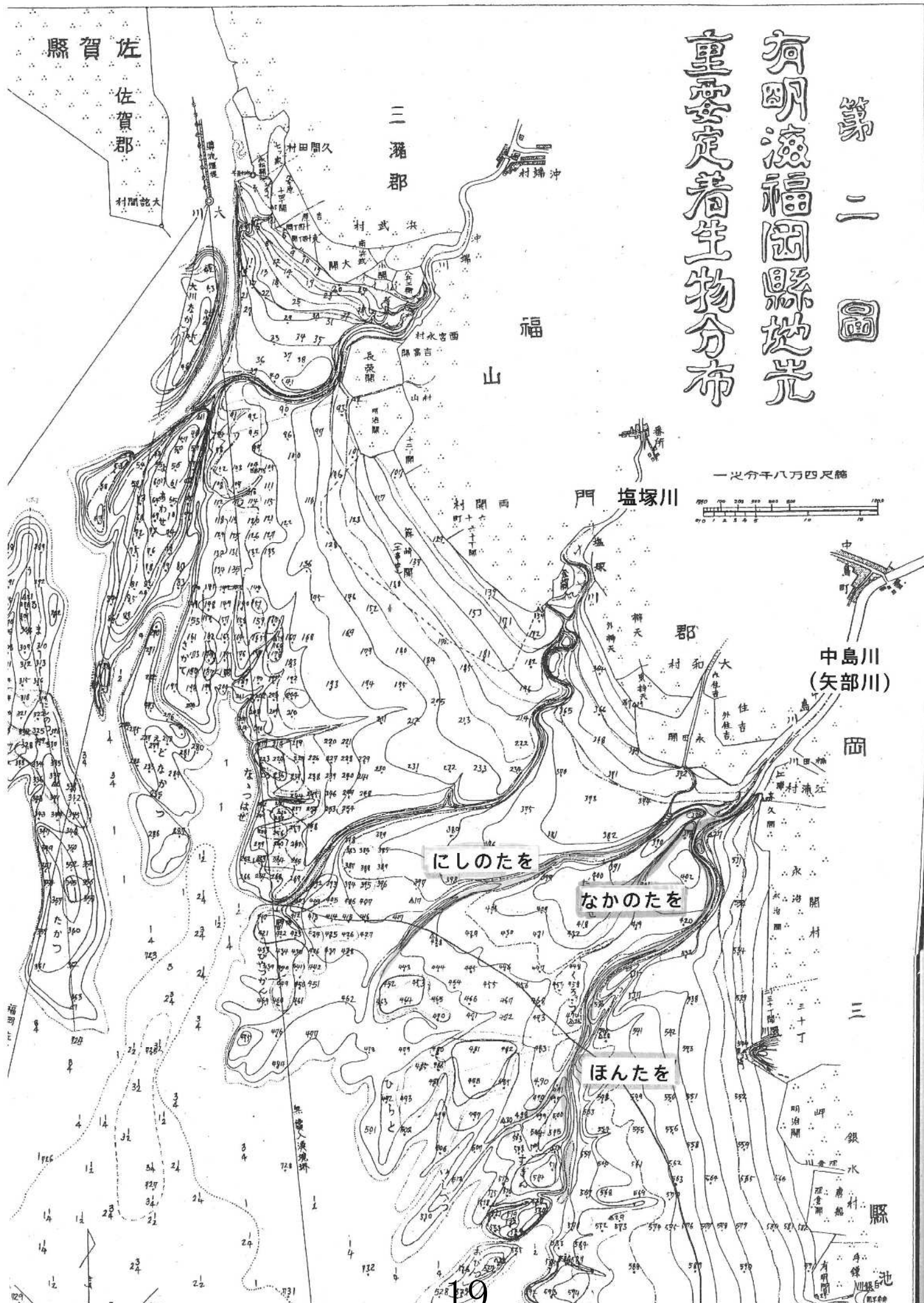
- (2) 中島川の中央のみおの位置

「有明海干潟利用研究報告（福岡県 水産試験場）」に、中島川の 3 本のみおについて記載。

有明海干潟利用研究報告（p 2 5）より抜粋

中島川濤は西南に向ひて走り「だんぜ洲」の上部に於て三分す。其の西方に於けるものは「西のたを」と呼び、中央は「なかのたを」と称して尤も浅く、東方のものは、「ほんたを」と云ひ尤も深し。而して「ほんたを」は「くろつ」の下部「すぎん」の上部にて二分し、其中間に「すぎん」及「おびつ」の二洲を介在せしむ。

有明海福岡縣地光
重要定着生物分布



もがい特別採捕実績の推移

[単位] 採捕量：kg

採捕年 支所名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量
東与賀町	5		3		3		3		2	
佐賀市	20	42,000	16		18		13		14	
久保田町	2		0		4		4		4	
芦刈	54		46		44		38		28	
福富町	9		8		8		7		6	
新有明	13	48,000	13	34,000	14		10		13	
白石	5	155,235	6	38,838	5		5		5	
鹿島市	100		94		93		82		85	
たら	19		20		18		18		14	
大浦	5		4		4		4		0	
計	232	245,235	210	72,838	211	0	184	0	171	0

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 58 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和 4 年 5 月 31 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 傘幅 40 センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 06 分 30 秒、	東経	130 度 09 分 00 秒
イ	北緯	33 度 05 分 10 秒、	東経	130 度 11 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 05 分 18 秒、	東経	130 度 11 分 30 秒
エ	北緯	33 度 06 分 32 秒、	東経	130 度 09 分 03 秒

-
-
- (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 58 秒、	東経	130 度 14 分 04 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 13 分 29 秒
ウ	北緯	33 度 08 分 29 秒、	東経	130 度 13 分 46 秒
エ	北緯	33 度 08 分 12 秒、	東経	130 度 13 分 56 秒
オ	北緯	33 度 08 分 13 秒、	東経	130 度 14 分 09 秒
カ	北緯	33 度 08 分 37 秒、	東経	130 度 13 分 54 秒
キ	北緯	33 度 09 分 36 秒、	東経	130 度 13 分 44 秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 5 9 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 5 年 3 月 3 0 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

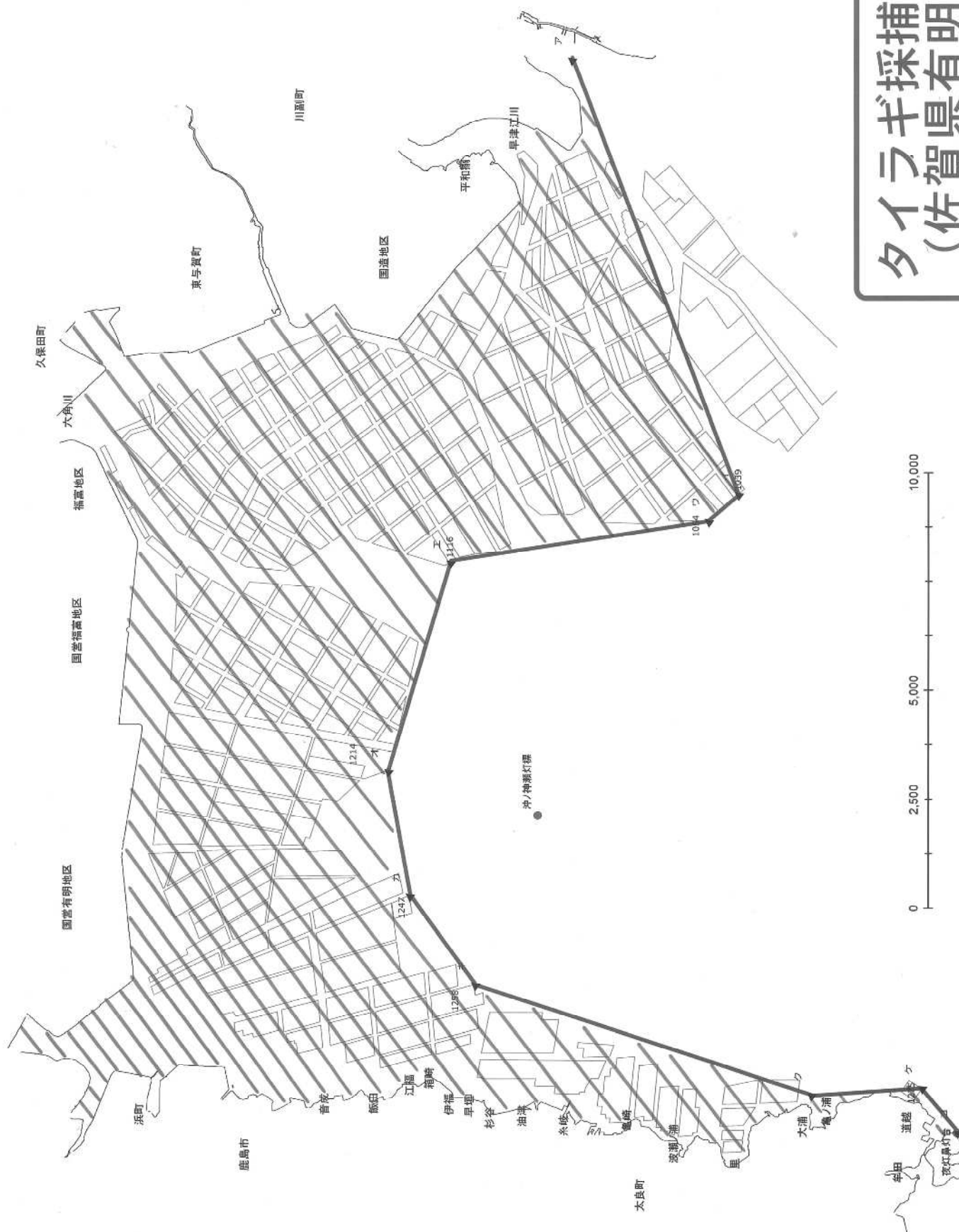
1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

2 指示の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。



タイラギ採捕禁止区域
(佐賀県有明海干潟域)

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 0 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定に基づき、佐賀県有明海区におけるうみたけについて、次のとおり指示する。

令和 5 年 5 月 8 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

（採捕の禁止）

1 令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 3 1 日までの間の佐賀県有明海において、うみたけの採捕を禁止する。ただし、2 の承認を受ける場合、または試験研究等のために佐賀県有明海区漁業調整委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

（承認操業）

2 船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに佐賀県有明海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（1）承認の対象漁業

佐賀県有明海区有共第 1 号で操業するうみたけ漁業および簡易潜水器漁業とする。

（2）承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は、ねじ棒漁業が 60 隻、簡易潜水器漁業が 10 隻とする。

（3）操業期間

令和 5 年 6 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までとする。

（4）夜間操業の禁止

操業時間は、午前 5 時 3 0 分から午後 7 時までの時間とする。

（5）休漁日の設定

毎週土曜日は休漁日とする。

(6) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(7) 漁獲成績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和5年8月31日までに、委員会が別に定める漁獲成績報告書を提出しなければならない。

(8) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、公示した日から令和6年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 1 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 5 年 5 月 3 1 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 3 1 日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 2 号

佐賀県有明海区における第 1 種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第 1 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 1 7 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 第 1 種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲 5 0 メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。
ただし、第 1 種及び第 3 種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第 1 種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた 1 8 0 メートル、9 0 メートル（1 0 0 間、5 0 間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第 1 種及び第 3 種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第 1 種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に出入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日までとする。